

公 告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 28 日

広島県東部総務事務所長 上 平 毅

1 調達内容

- (1) 業務名
一級河川芦田川水系芦田川河川維持修繕工事に伴う低濃度 P C B 廃棄物の収集・運搬及び処分業務委託
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から**令和 7 年 5 月 31 日**まで
- (4) 履行場所
広島県世羅郡世羅町本郷地内（別添位置図参照）の 3 箇所
- (5) 入札方法
 - ア 総価で入札に付する。
 - イ 収集運搬業務と処分業務を別業者が行う場合、入札はどちらかの業者が代表して行うものとする。
- (6) 入札書の記載方法等
 - ア 入札書には業務一式の金額（総額）を記入する。収集運搬業務と処分業務を別業者が行う場合は、収集運搬業務と処分業務の内訳も記入する。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第 11 項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (4) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (5) 労働保険の未適用及び直近 1 年間の保険料の未納がない者であること。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定される次のいずれかの要件を満たす者であること。（次ページの表を参照）
 - ア 第 14 条の 4 第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けており、かつ、収集運搬する P C B 廃棄物の処分について同条第 6 項に規定される P C B 廃棄物の処分業許可を処分先区域を管轄する都道府県知事から受けている者と業務連携している者。
 - イ 第 14 条の 4 第 6 項に規定される P C B 廃棄物の処分業許可を処分先区域を管轄する都道府県知事から受けており、かつ、処分する P C B 廃棄物の収集運搬について同条第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けている者と業務連携している者。

- ウ 第 14 条の 4 第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けているとともに、同条第 6 項に規定される P C B 廃棄物の処分業許可を処分先区域を管轄する都道府県知事から受けている者。
- エ 第 14 条の 4 第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けており、かつ、第 15 条の 4 の 4 第 1 項に規定される認定（収集運搬を含まない）を受けている者と業務連携している者。
- オ 第 15 条の 4 の 4 第 1 項に規定される認定（収集運搬を含まない）を受けており、かつ、第 14 条の 4 第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けている者と業務連携している者。
- カ 第 14 条の 4 第 1 項に規定される P C B 廃棄物の収集運搬業許可を広島県知事及び処分先区域を管轄する都道府県知事から受けているとともに、第 15 条の 4 の 4 第 1 項に規定される認定（収集運搬を含まない）を受けている者。
- キ 第 15 条の 4 の 4 第 1 項に規定される認定（収集運搬を含む）を受けている者。

表

条件	方法	入札者が収集運搬及び処分を行う	入札者が収集運搬を行い業務連携している別業者が処分を行う		入札者が処分を行い業務連携している別業者が収集運搬を行う	
			収集運搬業者（入札者）	処分業務（連携業者）	収集運搬業者（連携業者）	処分業者（入札者）
ア	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可		○			
	特別管理産業廃棄物処分業許可			○		
イ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可				○	
	特別管理産業廃棄物処分業許可					○
ウ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	○				
	特別管理産業廃棄物処分業許可					
エ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可		○			
	無害化処理施設認定（収集運搬無）			○		
オ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可				○	
	無害化処理施設認定（収集運搬無）					○
カ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	○				
	無害化処理施設認定（収集運搬無）					
キ	無害化処理施設認定（収集運搬有）	○				

3 入札手続等

(1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒723-0015 三原市円一町二丁目 4 番 1 号
 広島県東部建設事務所三原支所建設総務課（1 階）
 電話（0848）64-4261（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和 7 年 1 月 28 日（火）から令和 7 年 2 月 7 日（金）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書に、誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和7年2月7日（金） 17時00分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和7年2月13日（木）までに通知する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和7年2月28日（金） 13時30分

イ 場所

三原市円一町二丁目4番1号

広島県東部建設事務所三原支所 1階 入札室

ウ 入札書の提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、上記アの日時まで必着することとする。

4 落札者の決定方法

(1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除

イ 契約保証金

免除

(3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(7) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒723-0015 三原市円一町二丁目4番1号

広島県東部建設事務所三原支所建設総務課（1階）

電話（0848）64-4261（ダイヤルイン） ファクシミリ（0848）64-7422

メールアドレス djwmsoumu@pref.hiroshima.lg.jp